

告 示

埼玉県告示第六百二十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年九月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県川口地方庁舎ほか15施設で使用する電気 予定使用電力量1,075,670
キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和9年3月の計量日（検針日）から令和11年3月の計量日（検針日）の前日まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除できるものとする。

(4) 需要場所

埼玉県川口地方庁舎ほか15施設

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、営業品目が「大分類：燃料類、小分類：電力」に登録された者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第

41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (8) 入札説明書の様式2の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (9) 契約の締結日にかかわらず、平成28年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、地方公共団体（埼玉県が出資する法人を含む。）若しくは日本下水道事業団との契約又は令和3年4月1日から本件入札の公告日までの間に、民間事業者その他の団体との契約により、1年間に合計で500,000キロワット時以上の電力供給を完了した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 高橋 電話048-830-2613（直通） 電子メールa2580-04@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和 8 年11月 5 日（木）午前 9 時から同月 9 日（月）午後 5 時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和 8 年11月 5 日（木）午前 9 時から同月 9 日（月）午後 3 時まで

なお、郵送する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部管財課 令和 8 年11月10 日（火）午前 9 時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を入札説明書に示す方法で令和 8 年10月19日（月）午後 3 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第106号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 8 年10月 2 日 (金) 午後 5 時まで埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of Services Required

Electricity for Use at the Saitama Prefectural Government Kawaguchi Branch Office and 15 Other Facilities (Estimated Power Usage of 1,075,670 Kilowatt Hours).

(2) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System

From 9:00 a.m. Thursday, November 5 until 5:00 p.m. Monday, November 9, 2026

(3) Submission Period for Bids in Person or by Registered Mail

From 9:00 a.m. Thursday, November 5 until 3:00 p.m. Monday, November 9, 2026

(4) Contact Information

Public Property Management Division
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
3-15-1 Takasago, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan
Phone: 048-830-2613